

## 外国人研究者宿泊施設利用要領

### 1. 利用の申請

- (1) 外国人研究者受け入れ機関の担当者は、原則として入居予定時期の2ヶ月前までに入居申込書に必要事項を記入し研究交流センター（以下「センター」という）に提出して下さい。【別紙1】
- (2) 受け入れ担当者は、センターから入居許可の連絡を受けてから、機関長の公文書、利用申請書及び誓約書を利用開始日の1ヶ月前までにセンターに提出して下さい。
  - ・ 利用申請書【別紙2 - 1・2】
  - ・ 誓約書【別紙3 1・2】

### 2. 入居

- (1) 利用者は、宿舍管理人の勤務時間内に入居して下さい。  
勤務時間：月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：00  
（但し、休日及び年末・年始を除きます。）
- (2) 利用者は、入居届出書を入居後10日以内に提出して下さい。【別紙4】

### 3. 利用申請内容等の変更

当初の利用申請内容等に変更が生じた場合は、速やかに所定の様式により届け出て下さい。

- (1) 宿舍利用期間・居住者の変更【別紙5 - 1】  
利用期間の変更については、当初の利用予定期間の終了する日の2ヶ月前までにセンターの許可を得て下さい。
- (2) 駐車場利用期間の変更【別紙5 - 2】

### 4. 利用料金

宿舍費 47,676円/月 駐車場費 1,250円/月

共益費 3,000円/月

\*この他、電気料、上水道料、下水道料、ガス料、電話料、NHK放送受信料が必要です。

\*備品を利用する場合には別途、管理会社との契約が必要です。

### 5. 宿泊施設使用の取り扱い

- (1) 入居・退去の際の電気、ガス、上下水道、電話の手続きは、管理人が行います。  
【参考：入居・退去時の各種手続き】
- (2) 借り受けた施設の鍵は利用者が責任を持って管理し、鍵を紛失した場合には、速やかに管理人に連絡して下さい。また、むやみに予備鍵を作ったり、他人に貸与しないで下さい。
- (3) 管理人室には、次の機械・器具が備えてあります。使用希望者は申し出て下さい。なお、使用後は速やかに管理人室に返還して下さい。  
（芝刈機、脚立、ハシゴ、刈り込みバサミ、剪定バサミ、熊手、手押し車）
- (4) 利用者の家屋及び庭の清掃は、利用者が行って下さい。なお、植栽管理は研究交流センターが行います。

## 6．禁止行為

- (1) 利用者は、設備・備品の施設外への持ち出し、施設内での危険物の使用、長期の空室、風紀秩序のびん乱、近隣者への迷惑となる行為等を行わないで下さい。
- (2) 利用者は、宿泊施設の全部もしくは一部を、第三者に貸付けまたは居住以外の用に使用しないで下さい。
- (3) 利用者は火災予防のためセンターが許可するもの以外の暖房器具等を使用しないで下さい。
- (4) 利用者は許可を受けないで、所有する自動車を宿泊施設構内に保管しないで下さい。

## 7．遵守事項

- (1) ゴミは、その種類に応じて分類し、家庭ごみ収集カレンダーに従って、それぞれの決められた日の朝8時までに、指定の場所に出して下さい。
  - 燃えるゴミ（生ゴミ類、紙くず類、木くず類等）  
つくば市指定の袋を使用して下さい。
  - 燃やせないゴミ（ビニール、プラスチック類、合成ゴム、陶器類等）
  - 粗大ゴミ（大型家具、自転車、マットレス、電化製品等）
  - 資源となるもの（新聞紙、雑誌類、空きびん、空き缶等）  
空きビン、空き缶は、つくば市指定の袋を使用して下さい。
- (2) 電気、ガス、給排水、冷暖房その他の設備が故障した場合は、管理人に連絡して下さい。  
外出する場合はガス栓、電灯及び戸締まりを確認し、火災、盗難の事故に注意して下さい。
- (3) 火災その他の非常事態が発生した場合は、直ちに下記に通報して下さい。
  - ・消防署 TEL 119
  - ・管理人室（月曜日から金曜日まで9時～17時 但し、休日及び年末年始を除く。）  
TEL 854 - 0640
  - ・研究交流センター（管理人不在時）  
TEL 851 - 1331
- (4) ペット等動物の飼育はできません。

## 8．新聞・テレビ等

新聞の購読及びケーブルテレビの受信希望者は、直接業者と契約して下さい。  
また、退居にともない停止する際なども同様に業者に連絡して下さい。

### (1) 新聞の購読

<連絡先> 黒沢新聞店（つくば市谷田部4692-20）

TEL 836 - 0072

新聞の種類 日刊 ジャパンタイムズ  
日刊 マイニチ・ディリー・ニュース  
日刊 ディリー・ヨミウリ  
日刊 アサヒ・イブニング・ニュース  
週1回発行 ニューヨーク・タイムズ  
週1回発行 ステューデントタイムズ

## (2) ケーブルテレビの受信

<連絡先> (財) 研究学園都市コミュニティケーブルサービス (ACCS)

つくば市竹園1丁目1387

TEL 852 - 6111

## 9. 許可の取消

利用資格を欠けたとき、許可された同居者以外の者を同居させたとき、使用料が未納のとき、または禁止事項等の規定に違反したときは、利用の許可を取り消すことがあります。

## 10. 立入り

宿泊施設の修繕等管理上やむを得ない場合には、原則利用者の了解を得てから施設の関係者が立ち入ることがあります。なお、緊急時または利用者との連絡がとれない場合など、利用者の了解を得ずに立ち入ることがあります。

## 11. 退去

(1) 利用期間が満了するときは、退去届出書を退去する日の1ヶ月前までにセンターに提出して下さい。【別紙6-1】

また、自動車の保管場所についても同様です。【別紙6-2】

(2) 利用者は、入居時と同様に宿舍管理人の勤務時間内に退去して下さい。

休日又は年末・年始に退去せざるをえない場合は、センター又は宿舍管理人に相談してください。

(3) 退去の際は、施設の清掃、整理・整頓及び設備・備品等の手入れを行い、管理人の点検を受けて下さい。

(4) 退去の際は次の料金を精算する必要がありますので留意して下さい。

### ・電気・ガス・上下水道

退去後本国へ帰国される場合は、退去日までに各事業所より集金に伺います。引き続き日本国内に滞在される場合は、新住所に請求書をお送りするよう手配いたします。

### ・電話料

退去後本国へ帰国される場合、料金は身元引受人が預かり、電話会社の請求により指定の銀行等に支払って下さい。引き続き日本国内に滞在される場合は、新住所に請求書をお送りするよう手配いたします。

なお、工事費として入・退去時に2100円が別途必要となります。

### ・共益費

管理会社の指示する方法に従って支払って下さい。

### ・宿泊施設使用料

料金は身元引受人が預かり、文部科学省の請求により指定の銀行等に支払って下さい。

### ・備品費

管理会社の指示する方法に従って支払って下さい。

## 12. 原状回復の義務

- (1) 宿舍利用者が宿舍を退去すると際は、次の利用者が気持ちよく入居できるよう各室及びバス、トイレ、キッチン等の清掃を行い現状回復に努めるとともに管理人が行う清掃点検に合格しなければならない。

なお、清掃が不十分で点検に合格しない場合、又は退去時の清掃を業者に委託する場合は、現状回復にかかる相当の清掃代金を支払うことで義務を解消することができる。

(清掃代金：最高6万円)

(清掃を業者に委託する場合は、退去2週間前までに管理人に連絡し相談すること。)

- (2) 宿舍利用者が施設の設備、備品類を破損または紛失した場合は、管理人室に届け出て指示に従って下さい。過失の場合には、その損害に相当する費用を弁償していただくことがあります。